<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>石材屑</td><td></td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td>再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）</td><td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20％以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15％以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。
別表
<table>
<tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td><td>前処理方法</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

備考）　判断の基準③については、ＪＩＳ　Ａ　5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50％以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物）　70％以上 ・炭素窒素比〔Ｃ／Ｎ比〕　35以下 ・陽イオン交換容量〔ＣＥＣ〕(乾物)　70meq／100ｇ以上 ・pH　5.5～7.5 ・水分　55～65％ ・幼植物試験の結果　生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕(現物)　0.5％以上 ・りん酸全量〔P_2O_5〕(現物)　0.2％以上 ・加里全量〔K_2O〕(現物)　0.1％以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25％以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物）　35％以上 ・炭素窒素比〔Ｃ／Ｎ比〕　20以下 ・pH　8.5以下 ・水分　50％以下 ・窒素全量〔N〕(現物)　0.8％以上 ・りん酸全量〔Ｐ２Ｏ５〕(現物)　1.0％以上 ・アルカリ分（現物）　15％以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考）１　「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
２　肥料取締法第３条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年２月22日農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	ＬＥＤ道路照明	【判断の基準】 ○ＬＥＤを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表１に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．ＬＥＤモジュール及びＬＥＤモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表２に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．ＬＥＤモジュール及びＬＥＤモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表３に示された種別ごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．ＬＥＤモジュール及びＬＥＤモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。